

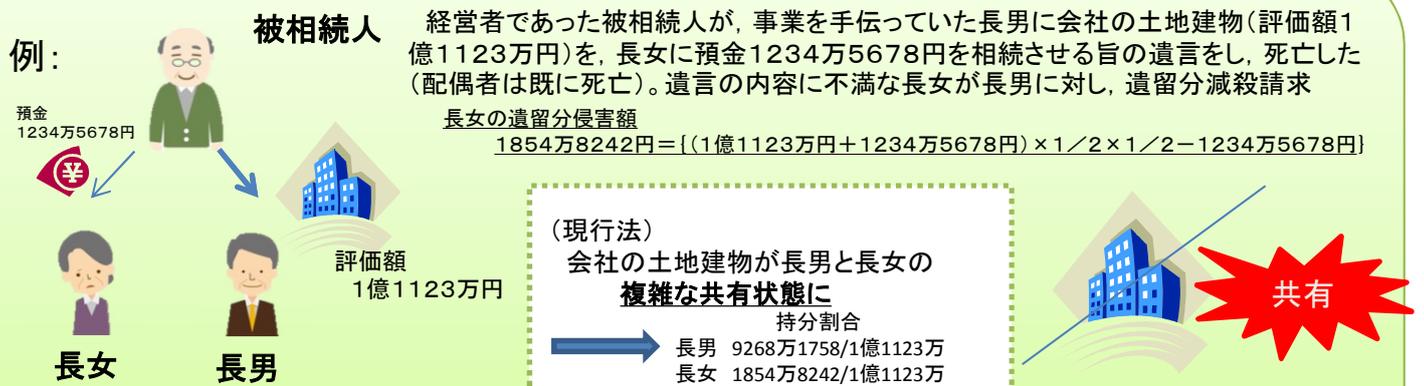
# 遺留分制度の見直し

## 1. 見直しのポイント

- ① 遺留分減殺請求権から生ずる権利を金銭債権化する
- ② 金銭を直ちには準備できない受遺者又は受贈者の利益を図るため、受遺者等の請求により、裁判所が、金銭債務の全部又は一部の支払につき相当の期限を許与することができるようにする。

## 2. 現行制度

- ① 遺留分減殺請求権の行使によって共有状態が生ずる。  
← 事業承継の支障となっているという指摘
- ② 遺留分減殺請求権の行使によって生じる共有割合は、目的財産の評価額等を基準に決まるため、通常は、分母・分子とも極めて大きな数字となる。  
← 持分権の処分に支障が出るおそれ



## 3. 制度導入のメリット

- ① 遺留分減殺請求権の行使により共有関係が当然に生ずることを回避することができる。
- ② 遺贈や贈与の目的財産を受遺者等に与えたいという遺言者の意思を尊重することができる。

(改正後)  
遺留分減殺請求によって生ずる権利は金銭債権となる。  
同じ事例では、長女は長男に対し、  
1854万8242円 請求できる。

